

は本丸居館の二階で切腹し落城となる。慶長六年、辻勘兵衛尉、黒木城代となる。その後、元和一年に一国

一城令で猫尾城は廃城となつた。現存する城跡は、天正十二年九月落城後、約四百數十年後のもので、山城跡である。

現存する城跡の概要は次の通りである。本丸は標高一四〇尺の山頂にあり、南北五六尺、東西二八尺の広さをもつ。周囲は石垣と土塁で、武

者走り、馬踏、犬走り等も認められる。本丸の東一帯は一尺余の高處となり、中央に戦闘中の城主の居館跡（現彦山神社）、南に政所あと、南端と北端に櫓跡がある。本丸の正面入り口（西）には門もあつたと思われ、下左の石垣は、厚さ四〇センチメートル、長さ六〇センチメートルの粘板岩の算木積である。この左上に最も高い重要な櫓跡がある。これらは古書に「三台の櫓跡今なお存す」と記されている。

あり、南北三〇尺、東西三〇尺の広さで、現在、薬師堂・十三佛などがあり、信仰の場となっている。

馬場は本丸と二の丸の間にあり、南北一八尺、東西四〇尺ほどで、現在は駐車場等になつていている。

三の丸は、本丸の東下の空堀（大堀切）南北二〇〇尺、東西七尺）より更に東一〇尺の林の中にあり、南北一八尺、東西四〇尺である。

二の丸から西に山麓に通ずる大高い土塁（曲輪）が、四〇尺以上現存している。これは直線の土塁で、戦闘準備（武器弾薬、食糧など）のとき上下する通路であつた。二間長屋跡は不明。他に勢揃いする馬場、軍馬を走らせるコース、井戸などは現存している。

#### 〔参考文献〕

『郷土の文化財 八女郡黒木町』

『八女郷土誌』

（史学科三年）

## もの言ふ農民

### 一 投書された二点の嘆願書

佐藤 重巳

島原藩豊州領宇佐郡橋津組大庄屋

日記中の、慶応二年（一八六六）二月の条に、以下の如き一点の嘆願書が収載されている。（原文のまま）

1、かけこむねがひ  
慶応二寅二月四日  
青森村 村中  
御上様御めんなさるよふに、ねがいのこと付ま志て、もふし上ます  
庄やに金四両武歩かしましたれハ、  
この前戌年より十七年になりまする  
りあいも上ませぬて、さいそくを忘ましたれハ、むりなことをいうてくれぬよに志ま志た。

うわさにきけば、青森村の庄屋を、和木村の庄やと辻村の庄やとわ、かれぬよにねかいりまする。

いまするそこにきましたかど、青森村の三蔵には、庄やをわた志くださ

ります。  
さります。  
三蔵という毛のわ、ふほなものでござりまする。

また、だん兵衛ともすものとは、式万八千石にもあるまる人でござりまするほどに、青森村付ま志ても、神田、寺の田にいたるまでみな口とりました。

三藏にわ、庄やわさせぬように□  
とをいえハ、まだまだをふけれど、  
あらあら庄やをさせぬ。慶応二年寅

二月四日

2・一筆廢上つかまつり御ねが以上  
和木庄屋、日辻正や、御神様ニ御ね  
か以。青森友成三藏ニ、庄屋をねが  
いますとも、ど藏、三藏ニ正屋を

させんでおくれまし。

此毛のニ、庄屋をすれば、青森村  
のものハ、たたぬよになります。  
をや乃だん部ニよりもわるいニよ  
りて、今まから村の毛のニは、もの  
ハゆわせぬことの丈、

御大かん様  
御めづけ様  
御ねが伊まする。

青森村中

此うちにも、きついねがいが、おん  
あるけれど、壱番のことが、村のや  
敷でんちを、つけたててどる庄文を  
こ志らえて、をやがしんだり、又、  
もをわ志が、よないきらん毛ハ、う

りてある年きりに、あつけてある庄  
文を書き加えて、永代とゆてとりま  
する。

健ち長を加きかえて、ハ志たかたに  
永代庄文加きてわりても、それわ、  
かきかえたらうとゆて、とりまする  
丑十二月にも、又、子年ニも、ハけ  
のないのをとりました。

以上、二点の嘆願書は、同日記二  
十七日の記事に、

左之通、箱訴致候段御沙汰ニ付、  
御内々写し取候、右様無名之訴訟  
いたし候者有之候や取調候様、御  
沙汰之事。

と見え、これが「箱訴」つまり役所  
が開設する「目安箱」に投函された  
嘆願書であつたことが知られる。「  
目安箱」の制度は、吉宗の享保改革  
で始められ、全国の各藩でも施行し  
たが、島原藩豊州領での実施は、寛  
政二年（一七九〇）九月のことであ  
つた。その折の「触れ」の大意は、

領分隅々までの様子を、詳しく聴  
き知るために、今回、陣屋門の外

に目安箱を開設するので、領民は  
その筋への意見があれば、投函せ  
よ。勿論、庄屋その外の役人であ  
つても、陣屋へ申し出がたい件は  
投函してもよい。但し、姓名・押  
印のないものは焼却し、取り上げ  
ない。（「執照録」）

さて、右二点の嘆願書の内には、  
語意のやや不明な箇所も少なくない  
が、大意においては十分に理解され  
る。

この嘆願書を、まず表現の面から  
観察して見よう。

当期の農民からの上申書の類は、  
多くの場合、村役人の手によつて代  
筆され、構文・表現・文字などには  
さして大きな誤りはなかつた。しか  
し、内密に投函される嘆願書や落書  
などは、当事者自らが書筆せざるを  
えないため、当字・誤字も多く、構  
文面にも不備な点が少なくなつた。  
右二点の内容をみても、いかにも當  
字が多い。2史料中の「一筆廢上」

は「啓上」、「御ふ京様」は「御奉  
行様」、「庄文」は「証文」、「健  
ち長」は「検地帳」、「御神様」は  
「御上様」のそれぞれ当字である。  
また、初步的な漢字も、「渡し」  
を「わた志」、「不法」を「ふほ」  
「庄屋」を「庄や」と書くなど際限  
ない。2史料中の、「ど藏、三藏ニ」  
は「どうぞ、三藏ニ」の意らしく又、  
「おや乃だん部ニよりも」は「親の  
だん兵衛さんよりも」の意味らしい。  
更に興味を惹く点は、1・2史料  
とも各所に見られる敬語の用い方で  
ある。「もふし上まする」（申し上  
げまする）、「こさりまする」（御  
座りまする）、「させんでおくれま  
し」などの使用例も枚挙に限りない。

このように見てくると、二点の嘆願  
書は、概ね、日常の話言葉に、可能  
な限りの敬語を交えて文章化したも  
のであることが知られる。その故に  
稚拙な文章の底に、嘆願者の願いを  
伝えようとする精一杯の気持ちが顕  
れ、心打つものが感じられる。更に

2史料中の、「青森村のものは、たたぬよになります」（生活が成り立たぬ様になる）や、「もを、わ志がよいきらん毛ハ」（もはや、自分で生活の出来ない者）などの表現は当期の方言生活を、垣間見せるものである。

次に、この二点の嘆願書の史実関係について見よう。

当期の橋津組青森村の村況について、具体的に知り得る史料はないが同日記、六月二十八日の条に、

青森村庄屋武十郎儀、文久四子六

月中、放役被仰付候二付、同人弟

三藏え、跡役被仰付被下置候様、

別紙奉願申候處、右の者、未タ若年にて、御用向並村方取締等、難

行届義も可有御座奉存候間、是迄

兼帶、辻庄村屋阿部興兵衛、後見

被仰付被下置候様仕度（下略）、

なる記事が見えている。これに依る

と、二年前の文久二年、当庄村屋の友成武十郎が何らかの罪を得て、役

放役された「武十郎」との関係、また、「同人第三藏」と述べられる兄弟関係については、系譜的関係面では判然としない点がある。しかし先代庄屋の放役という事態を受けて後継庄屋の候補たるべき三藏に対する、徹底した不人気の状況を示すのが、この嘆願書の内容である。

1の嘆願書にいう「だん兵衛は、二万八千石にもあまる人」とは、この豊州飛地の石高が、二万八千石であることに因由している。

村内の寺社に寄進された田地を横領し、村民からの借金までも踏み倒

したという「だん兵衛」こそ、お役

人柄と判断して、彼の庄屋就任に反対するのである。村内六十軒のうち「九分どりハ、三藏にハ庄やハさせぬ用（様）」というところでござるい二よりて」の「だん兵衛」と放役された「武十郎」との関係、また、「同人第三藏」と述べられる兄弟関係については、系譜的関係面では判然としない点がある。しかし先代庄屋の放役という事態を受けて後継庄屋の候補たるべき三藏に対する、徹底した不人気の状況を示すのが、この嘆願書の内容である。

「箱詐」であった故が成就することなく、同年八月十三日、三藏は青森村庄屋に任命された。その折の大庄屋の承認書には「村方、何の差支えもなし」と見える。何と虚しいことか。

（追伸）一〇六回の直木賞、高橋克彦氏の「緋い記憶」に地名に関連した住宅地図を主材料とした作品でした。（オール読物三月号）住宅地図というものがあるのをこの作品によって初めて知りました。先生、現在町教育委員会の委嘱うけて「国東町の文化財手引」本の制作中ですが、手引きという大仕事を率直に引受けたわが不遜を痛感、苦しい毎日をすごしております。

### お便り紹介

国東町 山本保 氏

（文学部教授）

発行者 後藤 重巳

猛

編集

後藤 重巳

お詫びのいたしょもなき無沙汰、

お許しください。さて本日は貴重の抜刷りと「国史纂集」ありがたく拝受、悉く存じました。地名についてのご論考、先生の憂慮されるお考えに全く同感。内容なき合理主義での地名変更、日本の行政の底の浅さ、悲しいことです。風邪流行、ご自愛くださいますよう。

三月七日 急ぎ右御礼まで

『国史纂集』 第二〇号  
一九九二年六月十五日発行

発行所 別府大学日本史研究室

〒八七四 別府市北石垣八一